



# 茨城県報

第 2 1 6 3 号

平成22年 3 月15日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

特定鳥獣保護管理計画の改定 (環境政策課) .....	1
茨城県浄化槽指導要綱の全部改正 (廃棄物対策課) .....	1
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) .....	15
障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退 (障害福祉課) .....	15
道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) .....	15
事業計画の変更の認可 (3 件) (下水道課) .....	16
土地改良法に基づく換地処分 (農林事務所) .....	17
(選挙管理委員会)	
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 .....	18
公 告	
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) .....	21
入札公告 (会計第二課) .....	21

## 告 示

### 茨城県告示第249号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第7条第1項の規定に基づき定めた茨城県イノシシ保護管理計画を次のとおり改定したので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき公表する。

平成22年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

(「次のとおり」は省略し、茨城県生活環境部環境政策課、各県民センター環境・保安課及び県民センター総室県央環境保全室に備え置いて縦覧に供する。)

### 茨城県告示第250号

茨城県浄化槽指導要綱 (平成9年茨城県告示第395号) の全部を次のように改正する。

平成22年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県浄化槽指導要綱

### 第 1 目的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）及び茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第 3号。以下「条例」という。）並びにこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽取扱いに関し必要な事項を定めることにより、水質の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### 第 2 定義

この要綱における用語の意義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

#### 1 浄化槽

次の各号に掲げるものをいう。

##### (1) 合併処理浄化槽

法第 2 条に規定する浄化槽であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。

##### (2) 既設単独処理浄化槽

改正前の法第 2 条第 1 号の規定に基づき設置された浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

#### 2 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

#### 3 技術管理者

環境省関係浄化槽法施行規則（平成12年厚生省令127号。以下「環境省令」という。）第 8 条で定める資格を有する技術管理者をいう。

#### 4 指定検査機関

法第57条第 1 項の規定に基づき環境大臣又は知事が指定した者をいう。

#### 5 浄化槽保守点検業者

条例第 2 条第 1 項の規定により浄化槽保守点検業者として知事の登録を受けた者をいう。

### 第 3 設置

#### 1 構造等

浄化槽（既設単独処理浄化槽を除く。第 3 において以下同じ。）を設置しようとする者は、次のいずれかに該当するものを設置すること。

(1) 法第13条第 1 項又は第 2 項に基づく国土交通大臣の型式認定を受けたもの。

(2) 基準法第68条の10第 1 項に基づく国土交通大臣の型式適合認定を受けたもの。

(3) 基準法第68条の26第 1 項の国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたもの。

(4) 前 3 号に規定する浄化槽以外の浄化槽で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの。

#### 2 設置の際の条件

浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽の設置に関し次の各号に掲げる基準を遵守するものとする。

(1) 浄化槽からの放流水の水質は、法施行規則第 1 条の 2 の規定に基づき、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）が 1 リットルにつき20mg以下であること及びBODの除去率が90%以上であること。

(2) 浄化槽設置場所については、環境衛生上支障がなく、保守点検及び清掃が容易であって、かつ、他の用途と兼用しないところとすること。この場合において、やむを得ず他の用途と兼用しようとするときは、保守点検及び清掃が容易にできるような措置を講ずること。

(3) 浄化槽の放流水の処理方法については、原則として汲み取り方式による処理は行わないこと。

(4) 既設単独処理浄化槽を使用している者は、公共用水域等の水質保全の観点から浄化槽の設置等に努めるものとする。

### 3 放流先の条件

浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。この場合において、付近に適当な放流先がない場合には、「浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて」(昭和62年 7月10日付け環境管理課長・建築指導課長通知)により処理するものとする。

### 4 設置の届出等

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出は、浄化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村の長にするものとする。
- (2) 基準法第 6 条第 1 項の規定による建築主事への確認の申請、同法第18条第 2 項の規定による建築主事への通知の際の浄化槽明細書は、当該浄化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村の長を経由して、当該市町村を管轄する総務部地域支援局県民センター総室長（以下「県民センター総室長」という。）又は県民センター長にするものとする。
- (3) 基準法第 6 条第 1 項の規定により同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は茨城県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受けたときは、指定確認検査を経由して、当該市町村を管轄する県民センター総室長又は県民センター長に届け出るものとする。
- (4) 前 3 号に掲げる手続（以下「法定手続」という。）その他必要な事項については、茨城県浄化槽設置等事務処理要領（平成 9 年 3 月31日制定。以下「要領」という。）の定めるところによるものとする。

### 5 工事

#### (1) 浄化槽工事の実施

浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（平成12年厚生省・建設省令第 4 号）第 1 条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従い、行うものとする。

#### (2) 報告徴収

県民センター総室長又は県民センター長は、浄化槽法の施行に必要な限度において、浄化槽工事業者から浄化槽工事についての報告を求められることができる。

## 第 4 保守点検

### 1 使用開始直前の保守点検

環境省令第 5 条第 1 項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者が行うものとする。

### 2 保守点検を実施する際の留意事項

浄化槽の保守点検を行う者は、環境省令第 2 条に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従うほか、次の各号に掲げる事項に留意して、当該保守点検を実施するものとする。

- (1) 法第11条の規定により実施した定期検査の結果を参考にして実施するとともに、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。
- (2) 酸素の欠乏、浄化槽内へのてん落の防止等保守点検時の安全衛生に留意すること。
- (3) 保守点検終了後は、マンホールのふた等を完全に密閉して安全を確認するとともに、十分周囲の後始末を行うこと。

### 3 保守点検の記録

環境省令の規定により保守点検を実施した者は、次の表に左欄に掲げる規定による保守点検ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる保守点検カードを参考に記録簿を作成し、その結果を記録するものとする。

環境省令第5条第1項	使用開始直前の保守点検カード (様式第1号)
環境省令第6条第1項	既設単独処理浄化槽保守点検カード (様式第2号)
環境省令第6条第1項	合併処理浄化槽保守点検カード (様式第3号) (5～50人槽用)
	合併処理浄化槽保守点検カード (様式第4号) (51人槽以上)

## 第5 清掃

### 1 清掃の実施

浄化槽管理者は、浄化槽の清掃を法第10条第1項の規定により実施するほか、浄化槽の使用状態、法第11条の規定による定期検査の結果等により、必要と認めるときは、適宜実施するものとする。

### 2 清掃を実施する際の留意事項

浄化槽の清掃を実施する者は、環境省令第3条に規定する浄化槽の清掃の技術上の基準に従うほか、次の各号に掲げる事項に留意して当該清掃を行うものとする。

- (1) 当該浄化槽の保守点検結果及び法第11条の規定により受検した定期検査の結果を参考にして実施すること。
- (2) 酸素欠乏、浄化槽内へのてん落の防止等清掃時の安全衛生に留意すること。
- (3) 清掃終了後は、マンホールのふた等を完全に密閉して安全を確認するとともに、環境衛生上支障がないように十分周囲の後始末を行うこと。

### 3 清掃の記録

浄化槽の清掃を実施した者は、浄化槽清掃カード (様式第5号) を参考に記録簿を作成し、その結果を記録するものとする。

### 4 報告徴収

県民センター総室長又は県民センター長は、法の施行に必要な限度において、浄化槽清掃業者から浄化槽清掃についての報告を求めることができる。

## 第6 法定検査

### 1 法定検査の実施方法

法第7条の規定による設置後等の水質検査及び法第11条の規定による定期検査 (以下「法定検査」という。) は、次の各号に掲げる通知その他の関係通知に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について (平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)
- (2) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について (平成7年6月20日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)
- (3) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について (平成7年6月20日付け衛浄第35号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)
- (4) 浄化槽法第11条に定める検査に係る業務の効率化について (平成14年6月11日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)

### 2 検査結果の通知

#### (1) 行政庁への報告

指定検査機関は、法定検査の結果、検査結果が不適正と判定されたものにあつては、検査結果書の写しを、直ちに検査を実施した市町村の長及び県民センター総室長又は県民センター長に送付するものとする。

#### (2) 指定検査機関の行う助言、指導

指定検査機関は、法定検査の結果、改善の必要性を認めた場合には、速やかに所要の助言・指導を行うものとする。

(3) 行政庁の行う措置

第 1 号の規定により検査結果書の送付を受けた県民センター総室長又は県民センター長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から必要と認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

(4) 浄化槽管理者等による改善

ア 法定検査の結果に基づく改善措置

法定検査の結果、改善を要するものとして指定検査機関から助言・指導を受けたときは、浄化槽管理者は責任を持って所要の改善措置を講ずるものとする。

イ 改善に係る行政庁の指導

浄化槽管理者は、アに係る改善措置を講ずる場合には、改善の内容、方法について、所轄の県民センター総室長又は県民センター長の指導により、これを行うものとする。

## 第 7 関係者の責務

### 1 浄化槽管理者

(1) 適正な維持管理等の実施

浄化槽管理者は、法第10条第 1 項の規定に基づく保守点検及び清掃を実施するとともに、法第 7 条及び第11条の規定により指定検査機関の行う検査を受検するものとし、浄化槽の放流水の水質が常に適正に保たれるよう、適正な維持管理等を行うものとする。

(2) 標準契約書の使用

法第10条第 3 項の規定により、浄化槽の保守点検を保守点検業者に、浄化槽の清掃を清掃業者に、それぞれ委託して行う場合は、その契約を原則として浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（様式第 6 号。以下「標準契約書」という。）により行うものとする。

(3) 法定手続の遵守

浄化槽管理者は、法定手続を行う場合には、遅滞なく、要領の定めるところに従い、行うものとする。この場合において、浄化槽管理者は、法定手続を浄化槽保守点検業者に委託することができる。

(4) 講習会等の受講

浄化槽管理者は、講習会等に出席して浄化槽に関する法令、構造、維持管理の方法等について、適正な知識を習得するよう努めるものとする。

### 2 浄化槽製造業者

(1) 浄化槽関係業者等に対する指導・啓発

浄化槽製造業者は、その製造する浄化槽に係る工事、保守点検及び清掃が適正に行われるよう、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して指導及び啓発を行うものとする。

(2) 法定検査結果に基づく改善等の処置

浄化槽製造業者は、その製造した浄化槽が設置後の 7 条検査において不適正と判定された場合には、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者等関係する業者と協力し、浄化槽の機能回復の処置を講じなければならない。

### 3 浄化槽工事業者

(1) 法定手続の確認

浄化槽工事業者は、当該浄化槽に係る法定手続がなされていることを事前に確認してから、浄化槽工事を行うものとする。

## (2) 維持管理等の指導

浄化槽工事業者は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。この場合において、浄化槽管理者が、浄化槽の保守点検を保守点検業者に、清掃を清掃業者に、それぞれ委託して行う場合は、その契約を原則として標準契約書により行うよう勧奨するものとする。

## (3) 報告義務

浄化槽工事業者は、県民センター総室長又は県民センター長から浄化槽工事についての報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

## 4 浄化槽保守点検業者

## (1) 維持管理等の指導

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

なお、浄化槽管理者から保守点検を受託する場合は、その契約を原則として標準契約書により行うものとする。

## (2) 法定手続の指導

浄化槽保守点検業者は、保守点検を委託された浄化槽が法定手続がとられていないものであると認めるときは、浄化槽管理者に対し、速やかに法定手続をとるよう指導するものとする。

## (3) 法定検査結果に基づく改善等の処置

浄化槽保守点検業者は、その維持管理を委託された浄化槽が7条及び11条検査において不適正と判定された場合は、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者と協力し、浄化槽の機能回復の処置を講じなければならない。

## (4) 法定検査の推進への協力

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の法定検査実施率の向上のため、指定検査機関に積極的に協力するものとする。

## 5 浄化槽清掃業者

## (1) 維持管理等の指導

浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者に対し、法第10条第1項の規定による浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

なお、浄化槽管理者から清掃を受託する場合は、その契約を原則として標準契約書により行うものとする。

## (2) 法定手続の指導

浄化槽清掃業者は、清掃を委託された浄化槽が法定手続がとられていないものであると認めるときは、浄化槽管理者に対し、速やかに法定手続をとるよう指導するものとする。

## (3) 報告義務

浄化槽清掃業者は、県民センター総室長又は県民センター長から浄化槽清掃についての報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

## 6 指定検査機関

指定検査機関は、法定検査の普及及び啓発に努めるとともに、常に県民に信頼される検査を実施するよう心掛けるものとする。

## 7 社団法人茨城県水質保全協会及び社団法人茨城県環境保全協会

(1) 社団法人茨城県水質保全協会及び社団法人茨城県環境保全協会（以下「協会」という。）は、その設立の趣

旨にのっとり、公益法人として社会に寄与するよう事業を行い、公益法人としての責務を果たすように努めるものとする。

- (2) 協会は、浄化槽の施工及び維持管理の適正な実施並びに法定検査の受検等浄化槽に関する正しい知識の普及及び啓発に努めるものとする。
- (3) 協会は、浄化槽の施工及び維持管理に関する研修等を定期的実施するものとし、業者の資質の向上並びに浄化槽の適正な施工及び維持管理の確保に努めるものとする。
- (4) 協会は、会員が製造、施工又は維持管理を行った浄化槽に関して苦情があった場合には、当該浄化槽の製造、施工又は維持管理を行った会員に対して、適切な対応をするよう指導するものとする。
- (5) 協会は、浄化槽行政の推進に積極的に協力するものとする。

## 第 8 その他

### 1 無届浄化槽の取扱い

法令の規定による届出がされていない浄化槽を確認した場合の取り扱いについては、要領の定めるところによるものとする。

### 2 改善命令等の通知

- (1) 県民センター総室長又は県民センター長は、法第12条第 1 項の規定に基づく勧告を行ったとき、又は同条第 2 項の規定に基づく改善若しくは浄化槽の使用の停止を命じたときは、その旨を当該改善命令等に係る浄化槽の所在する場所を管轄する市町村の長に通知するものとする。
- (2) 知事は、法第32条第 1 項の規定に基づく指示をしたときは、その旨を当該指示に係る浄化槽の所在する場所を管轄する市町村の長に通知するものとする。

### 3 事故発生時の取扱い

浄化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が周辺の公共用水域等に流出したときは、浄化槽管理者は、直ちに当該浄化槽の所在する場所を管轄する県民センター総室長又は県民センター長及び市町村の長に通報するとともに、周辺の環境の汚染を防止するための対策を講じ、かつ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、通報を受けた県民センター総室長又は県民センター長及び市町村の長は、浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。

### 4 その他

この要綱の施行に関し必要な事項については、知事が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

様式第 1 号

A4 サイズ

## 使用開始直前の保守点検カード

保守点検の日時：平成 年 月 日 AM・PM ( : )

点検回数：第 回目 / 年 回

浄化槽の使用者名： (施設名称)		設置場所：	
浄化槽の管理者名：		巡回用件：定期・要請・その他 ( )	
メーカー名・型式名		処理対象人員： 人	実使用人員： 人
処理方法： 嫌気ろ床接触ばっ気 分離接触ばっ気 その他の方式 ( )			
天候：	使用前の浄化槽周辺の状況		
気温：	異常な臭気：無・微・有 ( )	異常な騒音：無・有	異常な振動：無・有
注) 臭気：有の場合はその特徴を記入する。 (a：下水臭 b：し尿臭 c：腐敗臭 d：カビ臭 e：その他)			
点検すべき項目		状況	点検後の処置
1 使用に関する 準則の遵守 状況	ア し尿と併せて雑排水（工場排水，雨水その他の特殊な排水を除く）を処理する浄化槽にあっては，工場排水，雨水その他の特殊な排水が流入しない構造であること。	良・不良	
	イ 電気設備を有する浄化槽にあっては，電源を確保できること。	良・不良	
	ウ 浄化槽の上部又は周辺には，保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。	良・不良	
	エ 浄化槽の上部には，その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。	良・不良	
	オ 通気装置の開口部をふさがないこと。	良・不良	
2	流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続状況	良・不良	
3	流入管きよ及び放流管きよにおける水の流れ方状況	良・不良	
4	槽の水平の保持状況	良・不良	
5	浄化槽の水位及び損傷状況	良・不良	
6	単位装置及び付属機器類の設置状況	良・不良	
7	単位装置及び付属装置の作動状況	良・不良	
8	所見及び管理者への連絡事項	保守点検業者名： 住 所： 電 話 番 号： 登 録 番 号： 浄化槽管理士名： 浄化槽管理士番号：	



様式第 2 号

A 4 サイズ

既設単独処理浄化槽保守点検カード

保守点検の日時：平成 年 月 日 AM・PM ( : ) 点検回数：第 回目 / 年 回

浄化槽の使用者名： (施設名称)		設置場所：				
浄化槽の管理者名：		巡回用件：定期・要請・その他 ( )				
メーカー名・型式名：		処理対象人員： 人		実使用人員： 人		
処理方法： <input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 分離ばっ気 <input type="checkbox"/> その他の方式 ( )						
天候：		気温： °C	異常な臭気：無・有	異常な騒音：無・有		異常な振動：無・有
検 水		外 観	臭 気	水 温	PH	透視度 SV
<input type="checkbox"/> 沈殿分離室流出水			無・微・有 ( )	---		cm ---
<input type="checkbox"/> 腐敗室流出水			無・微・有 ( )	---		cm ---
<input type="checkbox"/> 接触ばっ気室内水			無・微・有 ( )	°C		cm ---
<input type="checkbox"/> ばっ気室内水			無・微・有 ( )	°C		--- %
<input type="checkbox"/> それ以外の室内水			無・微・有 ( )	---	---	--- ---
<input type="checkbox"/> 沈殿室流出水			無・微・有 ( )	°C		cm ---
<input type="checkbox"/> 消毒室流出水・残留塩素		mg/l	接触ばっ気室内の DO	mg/l	ばっ気室内の DO	mg/l
<input type="checkbox"/> その他分析の結果						
注) 臭気：有の場合はその特徴を記入する。(a:下水臭 b:し尿臭 c:腐敗臭 d:カビ臭 e:その他)						
点 検 箇 所		点検すべき状況 (結果・処置)				
共 通 項 目		槽の水平状況 (良・不良)	異物・薬物・雨水等の流入 (無・有)			
		流入・接続・放流管等の状況 (良・不良)	漏水 (無・有)			
		スラブ・マンホール蓋の状況 (良・不良)	使用洗浄水量 (多・適・少)			
		点検・機能に支障を及ぼす荷重物 (無・有)	衛生害虫の発生状況 (無・有)			
		電気設備等付属機器類の状況 (良・不良)				
		処置 (不要・要)				
<input type="checkbox"/> 沈 殿 分 離 室		スカム・汚泥の状況 (良・不良)	排気筒の状況 (良・不良)			
<input type="checkbox"/> 腐 敗 室		2室以降のスカム・汚泥の状況 (良・不良)	予備ろ過槽の状況 (良・不良)			
<input type="checkbox"/> 二 階 タ ン ク		流入部・移流部の状況 (良・不良)				
		処置 (不要・要)				
<input type="checkbox"/> 接 触 ば っ 気 室		ばっ気攪拌の状況 (良・不良)	はく離汚泥の状況 (無・少・多)			
<input type="checkbox"/> ば っ 気 室		泡の生成状況 (無・少・多)	槽底部汚泥の堆積状況 (無・少・多)			
<input type="checkbox"/> 回 転 板		接触材の状況 (良・不良)	逆洗・移送の状況 (良・不良)			
		生物相の状況 (良・不良)	回転板速度の状況 (良・不良)			
		処置 (不要・要)				
<input type="checkbox"/> 散 水 ろ 床 室		異物の付着状況 (無・有)	散水の状況 (良・不良)			
<input type="checkbox"/> 平 面 酸 化 床		隔壁の状況 (良・不良)	ろ床の状況 (良・不良)			
		生物相の状況 (良・不良)	樋・堰の状況 (良・不良)			
		処置 (不要・要)				
<input type="checkbox"/> 単 純 ば っ 気		異物の状況 (無・有)	地下砂ろ過の状況 (良・不良)			
<input type="checkbox"/> 地 下 浸 透		浮遊物の状況 (無・有)	地下浸透の状況 (良・不良)			
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 方 式		処置 (不要・要)				
沈 殿 室		スカム・浮上物の発生 (無・有)	異物等の付着状況 (無・有)			
		越流ぜきの水平状況 (良・不良)	移送装置の状況 (良・不良)			
		処置 (不要・要)				
消 毒 室		処理水との接触状況 (良・不良)	消毒剤の補給状況 ( g× 錠)			
		流出物の状況 (無・有)				
		処置 (不要・要)				
送 風 機		作動状況 (良・不良)				
		処置 (不要・要)				
所見及び管理者への連絡事項		保守点検業者名 :				
		住 所 :				
		電 話 番 号 :				
		登 録 番 号 :				
		浄化槽管理士名 :				
清掃予定年月：平成 年 月		浄化槽管理士番号 :				

様式第 3 号

A 4 サイズ

小型合併処理浄化槽保守点検カード ( 5 ~ 50人槽用)

保守点検の日時：平成 年 月 日 AM・PM ( : )

点検回数：第 回目 / 年 回

浄化槽の使用者名： (施設名称)		設置場所：					
浄化槽の管理者名：		巡回要件：定期・要請・その他 ( )					
メーカー名・型式名：		処理対象人員： 人		実使用人員： 人			
処理方法： <input type="checkbox"/> 嫌気ろ床接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気 <input type="checkbox"/> その他の方式 ( )							
天候：	気温： °C	異常な臭気：無・有		異常な騒音：無・有		異常な振動：無・有	
検 水		外 観		臭 気	水 温	PH	透視度
<input type="checkbox"/> 嫌気ろ床槽 <input type="checkbox"/> 沈殿分離槽流出水		第 1 室		無・微・有 ( )	—		cm
嫌気ろ床槽流出水		第 2 室		無・微・有 ( )	—		cm
<input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> それ以外の槽内水				無・微・有 ( )	°C		cm
<input type="checkbox"/> 沈殿槽 <input type="checkbox"/> 処理水槽流出水				無・微・有 ( )	—		cm
<input type="checkbox"/> 消毒槽流出水・残留塩素		mg/l	接触ばっ気槽内の DO	mg/l	それ以外の槽内の DO mg/l		
<input type="checkbox"/> その他分析の結果							
注) 1 外観：嫌気ろ床槽第 2 室以降ではミジンコの有無も確認すること。 2 臭気：有の場合はその特徴を記入する。(a：下水臭 b：し尿臭 c：腐敗臭 d：カビ臭 e：その他)							
点 検 箇 所		点検すべき状況 (結果・処置)					
流 入 管 き よ		点検弁の蓋の密閉状況 (良・不良)		滞水 (無・有)		漏水 (無・有)	
		異物等の堆積又は付着状況 (無・有)					
		処置 (不要・要)					
放 流 管 き よ		異物等の堆積又は付着状況 (無・有)		滞水 (無・有)		漏水 (無・有)	
		処置 (不要・要)					
<input type="checkbox"/> 嫌気ろ床槽 <input type="checkbox"/> 沈殿分離槽	第 1 室	異常な水位の上昇 (無・有 cm)		異物の流入状況 (無・有)			
		スカムの生成状況 (無・有 cm)		蚊・はえ等の発生状況 (無・有)			
		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)					
		処置 (不要・要)					
嫌 気 ろ 床 槽	第 2 室	異常な水位の上昇 (無・有 cm)		異物の流入状況 (無・有)			
		スカムの生成状況 (無・有 cm)		蚊・はえ等の発生状況 (無・有)			
		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)					
		処置 (不要・要)					
<input type="checkbox"/> 接 触 ば っ 気 槽 <input type="checkbox"/> そ れ 以 外 の 槽		異常な水位の上昇 (無・有 cm)		汚泥移送装置の有無 (無・有の場合：停止中・運転中)			
		ばっ気攪拌の状況 (良・不良)		移送水量： 1/分			
		泡の生成状況 (無・少・多)		処置 (不要・要)			
		処置 (不要・要)					
<input type="checkbox"/> 沈 殿 槽 <input type="checkbox"/> 処 理 水 槽		処理水の越流状況 (良・不良)		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)			
		スカムの生成状況 (無・有 cm)					
		処置 (不要・要)					
		処置 (不要・要)					
<input type="checkbox"/> 循 環 装 置		循環装置の状況 (良・不良)		循環装置の掃除 (実施・未実施)			
		処置 (不要・要)		循環水量： 1/分			
		処置 (不要・要)					
逆 洗 装 置		逆洗状況 (良・不良)		切換えバルブの設定 (良・不良)			
		処置 (不要・要)					
		処置 (不要・要)					
<input type="checkbox"/> 流 量 調 整 槽		流量調整の状況 (良・不良)		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)			
		スカムの生成状況 (無・有 cm)					
		処置 (不要・要)					
		処置 (不要・要)					
消 毒 槽		処理水との接触状況 (良・不良)		消毒剤の補給状況 ( g× 錠)			
		沈殿物の生成状況 (無・有)					
		処置 (不要・要)					
		処置 (不要・要)					
送 風 機	<input type="checkbox"/> タイマー付	作動状況 (良・不良)		逆洗開始時刻の設定 (良・不良)			
		現在時刻 (良・不良)		逆洗終了時刻の設定 (良・不良)			
		手動逆洗 (不要・要)					
		処置 (不要・要)					
所見及び管理者への連絡事項				保守点検業者名 :			
				住 所 :			
				電 話 番 号 :			
				登 録 番 号 :			
				浄化槽管理士名 :			
				浄化槽管理士番号 :			
清掃予定年月：平成 年 月							

様式第 4 号

A 4 サイズ

合併処理浄化槽保守点検カード (51人槽以上)

保守点検の日時：平成 年 月 日 AM・PM ( : )

点検回数：第 回目 / 年 回

浄化槽の使用者名： (施設名称)		設置場所：					
浄化槽の管理者名：		巡回用件：定期・要請・その他 ( )					
メーカー名・型式名：		処理対象人員： 人		処理能力： m <sup>3</sup> /日			
処理方式： <input type="checkbox"/> 接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 長時間ばっ気 <input type="checkbox"/> その他の方式 ( )							
天候：		気温： °C		異常な臭気：無・有		異常な騒音：無・有	
異常な振動：無・有		異常な臭気：無・有		異常な騒音：無・有		異常な振動：無・有	
検 水		外 観		臭 気		水 温	
pH		透視度		SV			
<input type="checkbox"/> 沈殿分離槽流出水		第 1 室		無・微・有 ( )		—	
<input type="checkbox"/> 二階タンク流出水		第 2 室		無・微・有 ( )		—	
<input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> 回転板接触槽内水等				無・微・有 ( )		°C	
<input type="checkbox"/> ばっ気槽内水				無・微・有 ( )		°C	
<input type="checkbox"/> 沈殿槽流出水				無・微・有 ( )		—	
<input type="checkbox"/> 消毒槽流出水・残留塩素		mg/l		接触ばっ気槽内の DO		mg/l	
<input type="checkbox"/> それ以外の槽内の DO				mg/l		それ以外の槽内の DO	
<input type="checkbox"/> その他の分析の結果							
注) 臭気：有の場合はその特徴を記入する。(a：下水臭 b：し尿臭 c：腐敗臭 d：カビ臭 e：その他)							
点 検 箇 所		点検すべき状況 (結果・処置)					
流 入 管 き よ		点検弁の蓋の密閉状況 (良・不良)		滞水 (無・有)		漏水 (無・有)	
ス ク リ ー ン 設 備		異物等の堆積又は付着状況 (無・有)		処置 (不要・要)			
ス ク リ ー ン 設 備		スクリーン等の状況 (良・不良)		沈砂槽の状況 (良・不良)			
流 量 調 整 槽		流量調整の状況 (良・不良)		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)			
放 流 管 き よ		ポンプの稼働状況 (良・不良)		処置 (不要・要)			
放 流 管 き よ		異物等の堆積又は付着状況 (無・有)		滞水 (無・有)		漏水 (無・有)	
<input type="checkbox"/> 沈殿分離槽 <input type="checkbox"/> 二階タンク		第 1 室		異常な水位の上昇 (無・有 cm)		異物の流入状況 (無・有)	
		第 2 室		異常な水位の上昇 (無・有 cm)		異物の流入状況 (無・有)	
<input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> 回転板接触槽 <input type="checkbox"/> それ以外の槽		スカムの生成状況 (無・有 cm)		蚊・はえ等の発生状況 (無・有)			
		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)		処置 (不要・要)			
<input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> 回転板接触槽 <input type="checkbox"/> それ以外の槽		異常な水位の上昇 (無・有 cm)		剥離汚泥の状況 (無・少・多)			
		ばっ気攪拌の状況 (良・不良)		槽底部汚泥の堆積状況 (無・少・多)			
ば っ 気 槽		泡の生成状況 (無・少・多)		逆洗・移送の状況 (良・不良)			
		接触材の状況 (良・不良)		回転板速度の状況 (良・不良)			
ば っ 気 槽		生物相の状況 (良・不良)		処置 (不要・要)			
		ばっ気攪拌の状況 (良・不良)		槽底部汚泥の堆積状況 (無・少・多)			
散 水 ろ 床		泡の生成状況 (無・少・多)					
		散水の状況 (良・不良)		ポンプの稼働状況 (良・不良)			
沈 殿 槽		異物の付着状況 (無・有)		処置 (不要・要)			
		汚泥移送 (返送) 装置の状況 (良・不良)		スカムの生成状況 (無・有 cm)			
消 毒 槽		汚泥移送 (返送) 量の状況 (良・不良)		汚泥堆積の生成状況 (無・有 cm)			
		処理水の越流状況 (良・不良)		処置 (不要・要)			
送 風 機		処置 (不要・要)		消毒剤の補給状況 ( g× 錠)			
		沈殿物の生成状況 (無・有)		処置 (不要・要)			
<input type="checkbox"/> その他の単位装置及び機器		作動状況 (良・不良)		タイマーの設定状況 (良・不良)			
		オイルの補給 (要・不要)		処置 (不要・要)			
所見及び管理者への連絡事項		(電流・音・オイル・グリス・ベルト・フィルター等)					
		清掃予定年月：平成 年 月		保守点検業者名 : 住 所 :			
				電 話 番 号 : 登 録 番 号 :			
				浄化槽管理士名 : 浄化槽管理士番号 :			

様式第 5 号

A 4 サイズ

浄化槽清掃カード

前回清掃日：平成 年 月 日

清掃の日時：平成 年 月 日 AM・PM ( : )

清掃依頼日：平成 年 月 日

浄化槽の使用者名： (施設名称)		設置場所：					
浄化槽の管理者名：		メーカー名・型式名：					
処理 方式	<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 嫌気ろ床接触ばっ気	<input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気				
	<input type="checkbox"/> 単独	<input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気	<input type="checkbox"/> 分離ばっ気				
		<input type="checkbox"/> その他の方式 ( )					
		<input type="checkbox"/> その他の方式 ( )					
作 業 内 容	清 掃 箇 所		実施状況				
	清 掃 箇 所		実施状況				
共 通	流入管きよ	<input type="checkbox"/> 実 施	腐敗方式	一次処理装置	<input type="checkbox"/> 実 施		
	インバート升	<input type="checkbox"/> 実 施		散水ろ床	<input type="checkbox"/> 実 施		
	スクリーン設備	<input type="checkbox"/> 実 施		平面酸化床	<input type="checkbox"/> 実 施		
	移流管・移流口	<input type="checkbox"/> 実 施		送気口	<input type="checkbox"/> 実 施		
	流出口	<input type="checkbox"/> 実 施		排気管	<input type="checkbox"/> 実 施		
	放流管きよ	<input type="checkbox"/> 実 施		消毒室	<input type="checkbox"/> 実 施		
	ポンプ槽	<input type="checkbox"/> 実 施					
	小型合併処理浄化槽	嫌気ろ床 (沈殿分離) 槽		<input type="checkbox"/> 実 施	分離ばっ気方式	沈殿分離室	<input type="checkbox"/> 実 施
		嫌気ろ床槽		<input type="checkbox"/> 実 施		ばっ気室	<input type="checkbox"/> 実 施
		流量調整槽		<input type="checkbox"/> 実 施		散気装置	<input type="checkbox"/> 実 施
接触ばっ気 (ばっ気) 槽		<input type="checkbox"/> 実 施	ばっ気攪拌装置	<input type="checkbox"/> 実 施			
汚水計量装置		<input type="checkbox"/> 実 施	沈殿室	<input type="checkbox"/> 実 施			
汚泥返送装置		<input type="checkbox"/> 実 施	越流ぜき	<input type="checkbox"/> 実 施			
汚泥移送装置		<input type="checkbox"/> 実 施	消毒室	<input type="checkbox"/> 実 施			
沈殿槽		<input type="checkbox"/> 実 施					
越流ぜき		<input type="checkbox"/> 実 施					
消毒槽		<input type="checkbox"/> 実 施					
合併処理浄化槽			分離接触ばっ気方式	沈殿分離室	<input type="checkbox"/> 実 施		
				接触ばっ気室	<input type="checkbox"/> 実 施		
				接触ろ材	<input type="checkbox"/> 実 施		
				散気装置	<input type="checkbox"/> 実 施		
				ばっ気攪拌装置	<input type="checkbox"/> 実 施		
				沈殿室	<input type="checkbox"/> 実 施		
				越流ぜき	<input type="checkbox"/> 実 施		
				消毒室	<input type="checkbox"/> 実 施		
搬出浄化槽汚泥の 処 分 先		浄 化 槽 汚 泥 引 き 抜 き 量	(m <sup>3</sup> ・l)				
所見及び管理者への連絡事項		清 掃 業 者 名 : 住 所 : 電 話 番 号 : 許 可 番 号 : 担 当 者 名 :					

様式第 6 号 (標準契約書)

浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書

収入  
印紙

浄化槽管理者 (以下「甲」という。), 浄化槽保守点検業者 (以下「乙」という。), 浄化槽清掃業者 (以下「丙」という。 ) 及び指定検査機関 (以下「丁」という。 ) は, 浄化槽の保守点検, 清掃及び浄化槽法 (昭和58年法律第43号。以下「法」という。 ) 第11条第 1 項に定める検査 (以下「法定検査」という。 ) に関し, 次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第 1 条 甲は, 次の浄化槽の保守点検業務を乙に, 清掃業務を丙に, 法定検査を丁に委託し, 乙, 丙及び丁はこれを受託する。

設置場所	市・町・村			番地
処理方式	単独・合併	方式	規模	人槽 ( m <sup>3</sup> / 日)
メーカー名		型式		

(委託期間)

第 2 条 委託期間は, 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし, 委託期間満了の 1 月前までに甲, 乙, 丙又は丁から申し出がないときは, さらに 1 年間更新するものとし, 以後も同様とする。  
2 甲は, その申し出によりこの契約を継続しないときは, 速やかに新たな契約を締結するよう努めるものとする。この場合において, 乙又は丙はそのあっせんに努めるものとする。

(委託業務の実施方法)

第 3 条 乙, 丙及び丁は, 委託業務を実施するに当たっては, 別表 1 に掲げる委託業務実施要領に従い行わなければならない。

(委託料等)

第 4 条 乙, 丙及び丁の委託業務に要する費用 (以下「委託料」という。 ) は, 別表 2 に掲げる委託料内訳明細書のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか, 主要部品の交換, 消耗品その他特別の事情により生じた費用は, 甲及び乙又は丙が協議して別に定める。

(委託料の支払い)

第 5 条 甲は, 保守点検料を原則として契約締結時 (第 2 条第 1 項ただし書きにより契約を更新したときは更新時) に, 乙の請求により支払うものとする。ただし, 甲の申し出により別に期日を定める場合はこの限りではない。

2 甲は, 清掃料を清掃業務終了後に, 丙の請求により支払うものとする。

3 甲は, 法定検査手数料を原則として契約締結時 (第 2 条第 1 項ただし書きにより契約を更新したときは更新時) に, 乙又は丙の請求により支払うものとする。

(損害賠償)

第 6 条 乙, 丙又は丁は, 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは, 原状回復の責めを負い, 又はその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 7 条 甲は, 乙, 丙又は丁が正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかの事由が生じたときは, この契約を解除することができる。

(1) 乙が, 浄化槽保守点検業者の登録を取り消されたとき。

(2) 丙が, 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは, 甲は, 既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

3 甲は, 第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは, 速やかに新たな契約を締結するよう努めるものとする。この場合において, 乙又は丙はそのあっせんに努めるものとする。

(疑義の決定)

第 8 条 この契約に定めるもののほか, 委託業務の実施に関し必要な事項は, 甲, 乙, 丙及び丁が協議して定めるものとする。

この契約を証するため, 本書 2 通を作成し, 甲, 乙, 丙及び丁が記名押印の上, 甲及び乙又は丙が各 1 通を保有し, 他の者は複製を保有する。

平成 年 月 日

甲 (浄化槽管理者) 住 所 印  
氏 名  
電話番号

乙 (浄化槽保守点検業者) 住 所 印  
氏 名  
電話番号  
登録番号 茨 第 号

丙 (浄化槽清掃業者) 住 所 印  
氏 名  
電話番号  
許可番号 市町村 第 号

丁 (指定検査機関) 住 所 印  
氏 名  
電話番号

別表 1

委託業務実施要領

- 1 保守点検
  - (1) この契約において保守点検とは、法第 2 条第 3 号に定める保守点検をいう。
  - (2) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、委託期間中 月ごとに 1 回以上実施する。
  - (3) 乙は、保守点検を実施したときは、保守点検の記録を甲に交付する。
  - (4) 乙は、保守点検の結果により、丙と清掃の時期を調整する。
- 2 清掃
  - (1) この契約において清掃とは、法第 2 条第 4 号に定める清掃をいう。
  - (2) 清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、委託期間中に 1 回以上実施する。
  - (3) 丙は、清掃を実施したときは、清掃の記録を甲に交付する。
- 3 法定検査
  - (1) この契約において法定検査とは、法第11条第 1 項に定める検査をいう。
  - (2) 法定検査は、環境大臣が定める方法により、年 1 回実施する。
  - (3) 丁は、法定検査を実施したときは、検査結果書及び検査済証を甲に交付する。
- 4 保守点検、清掃、及び法定検査の予定は、原則次のとおりとし、状況に応じ変更することがある。

保守点検	月	月	月	月	清掃	月	月	法定検査	月 ~ 月
------	---	---	---	---	----	---	---	------	-------

- 5 乙、丙及び丁は、委託業務を処理するために収集、作成した個人情報を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しない。

別表 2

委託料内訳明細書

保守点検料	円/回 × 回 =			円/年 (消費税及び地方消費税含む)
清掃料 (全量引抜)	円/回 × 回 =			円/年 (消費税及び地方消費税含む)
(一部引抜)	円/回 × 回 =			円/年 (消費税及び地方消費税含む)
法定検査手数料	円/年 (非課税)			法第 7 条第 1 項に規定する検査期間を除く
合 計	全量引抜	円	一部引抜	円
備 考				

## 茨城県告示第251号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811000058	マルニカレッジ	下妻市本城町三丁目49番地	社会福祉法人 みどり会	下妻市本城町三丁目49番地	平成22年 4月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型
0831000096						相談支援

## 茨城県告示第252号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0811000058	マルニカレッジ	下妻市本城町三丁目49番地	社会福祉法人 みどり会	指定知的障害者 通所授産施設	平成22年 3月31日

## 茨城県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高萩塙線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字安良川字神宮司1995番地先から  
高萩市大字高萩字盆川73番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3月25日

## 茨城県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 下太田鉾田線
- 2 供用開始の区間 鉾田市田崎3908番 1 地先から  
鉾田市田崎3912番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3月15日

## 茨城県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下太田鉾田線
- 2 供用開始の区間 鉾田市徳宿1739番11地先から  
鉾田市徳宿1739番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月15日

## 茨城県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 鉾田茨城線
- 2 供用開始の区間 鉾田市舟木202番2地先から  
鉾田市舟木178番8地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月15日

## 茨城県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
古河都市計画下水道事業  
古河市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月23日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

昭和49年茨城県告示第275号、昭和51年茨城県告示第278号、昭和54年茨城県告示第465号、昭和56年茨城県告示第726号、平成3年茨城県告示第755号、平成3年茨城県告示第949号、平成10年茨城県告示第291号、平成10年茨城県告示第342号、平成15年茨城県告示第1631号、平成17年茨城県告示第732号及び平成20年茨城県告示第469号の事業地に、古河市西牛谷字半縄田及び字下手並びに下辺見字六軒及び字今泉並びに上辺見字今泉下、字六軒下、字鹿養大道北、字鹿養大道南及び鹿養大道中並びに大堤字鹿養、旭町二丁目、東本町四丁目並びに下山町の



各一部の区域を加えた区域

茨城県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画下水道事業  
関城町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 9 年12月22日から  
平成27年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 桜川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画下水道事業  
桜川市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 9 年12月22日から  
平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業飯富岩根地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成22年 3 月15日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第33号

平成21年12月20日執行の茨城県議会議員竜ヶ崎市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年 3 月15日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年12月20日執行 茨城県議会議員竜ヶ崎市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

9,195,500円

## 3 報告書の要旨

(竜ヶ崎市選挙区)

候補者氏名	梅野 英城	所属党派	民 主 党	平成21年11月22日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	梅野 英城			平成22年 1 月 4 日まで
収 入				支 出
主たる寄附				人件費 220,000円
(氏名, 団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費 354,615円
民主党茨城県総支部連合会		政党	945,000円	選挙事務所費 354,615円
				集会会場費 0円
				通信費 687円
				交通費 0円
				印刷費 790,734円
				広告費 108,370円
				文具費 17,689円
				食料費 147,633円
				休泊費 17,850円
				雑費 66,031円
その他の寄附		5件	50,000円	
その他の収入			6,125円	
今回計			1,001,125円	今回計 1,723,609円
前回計			0円	前回計 0円
総 計			1,001,125円	総 計 1,723,609円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	722,484円
	計	722,484円
報告書受理年月日	平成22年 1月 4日	第 1 回報告分

候補者氏名	梅野 英城	所属党派	民 主 党	平成22年 2月 6日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	梅野 英城			平成22年 2月 6日まで

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)		
			人件費	0円
			家屋費	0円
			選挙事務所費	0円
			集会会場費	0円
			通信費	17,399円
			交通費	0円
			印刷費	0円
			広告費	0円
			文具費	0円
			食料費	0円
			休泊費	0円
			雑費	6,058円
その他の寄附	0件	0円		
その他の収入		23,457円		
今回計		23,457円	今回計	23,457円
前回計		1,001,125円	前回計	1,723,609円
総 計		1,024,582円	総 計	1,747,066円

報告書受理年月日	平成22年 2月12日	第 2 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	萩原 勇	所属党派	無 所 属	平成21年11月 1日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	萩原 正五			平成21年12月25日まで

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)		
大関 昭一	浄化槽清掃業	30,000円	人件費	270,000円
佐藤 隆雄	無職	30,000円	家屋費	0円
			選挙事務所費	0円
			集会会場費	0円

高橋 和一	無職	30,000円	通信費	0円
海老原 弘	販売業	20,000円	交通費	0円
山崎 清	井戸ポンプ配管 工事業	20,000円	印刷費	561,750円
大岩 信子	無職	20,000円	広告費	47,000円
桜井 幸子	無職	20,000円	文具費	4,204円
山本 四郎	無職	30,000円	食料費	5,054円
			休泊費	0円
			雑費	1,654円
その他の寄附	122件	1,075,000円		
その他の収入		1,000,000円		
今回計		2,275,000円	今回計	889,662円
前回計		0円	前回計	0円
総 計		2,275,000円	総 計	889,662円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	420,000円
	計	420,000円
	報告書受理年月日	平成21年12月28日
		第 1 回報告分

候補者氏名	萩原 勇	所属党派	無 所 属	平成22年 1 月 6 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	萩原 正五			平成22年 1 月16日まで

収 入				支 出	
主たる寄附				人件費	0円
(氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	392,700円
				選挙事務所費	392,700円
				集会会場費	0円
				通信費	0円
				交通費	0円
				印刷費	0円
				広告費	101,145円
				文具費	48,090円
				食料費	0円
				休泊費	0円
				雑費	14,026円

その他の寄附	0件	0円		
その他の収入		0円		
今回計		0円	今回計	555,961円
前回計		2,275,000円	前回計	889,662円
総 計		2,275,000円	総 計	1,445,623円

報告書受理年月日

平成22年 1 月19日

第 2 回報告分

---

## 公 告

---

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市青木字前畑213番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市大塚町2176番地の 1 リヴェールAOKI 201号  
松 崎 稔 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市北山字北山153番 3
- 2 事業主の住所及び氏名  
つくばみらい市小絹1274番地35 Bフラッツ201号  
結 城 裕, 結 城 麻由美

### 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
乗用自動車 (1,500ccクラス以下 ハイブリッド自動車, 4 又は 5 ドア)  
13台
  - (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

仕様書のとおりとすること。

(4) 納入場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁構内

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ 3 (1) に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

(4) 本公告に示した購入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 3 入札説明書の配付及び契約条項の縦覧

(1) 入札説明書の配付場所、入札書の配付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029 - 301 - 4875

(2) 入札説明書の配付期間

入札公告の日から平成22年 4 月 7 日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成22年 4 月26日 午後 1 時30分

(郵送による入札の場合は、平成22年 4月23日 午後 5 時)

(4) 開札の日時及び場所

平成22年 4月26日 午後 1 時30分 茨城県庁入札室 2 (茨城県庁行政棟 1 階)

4 入札参加資格等の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に 2 (4)及び(5)に係る証明書を添付して、3 (1)に示す場所に平成22年 4月 8 日、午前11時まで提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。

(3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(4) 入札時点において 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

8 契約書作成の要否

要

9 今後調達が予想される物品の名称、予定数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 購入物品及び予定数量

乗用自動車 (1,500ccクラス以下 ハイブリッド自動車、4 又は 5 ドア)

27台

(2) 入札公告の予定時期

ア 平成22年 4月下旬

イ 平成22年 7月上旬

10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

## 11 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Passenger cars (Hybrid vehicles under 1,500cc class, 4 or 5 doors) 13 cars

## (2) Time limit for tender: 5:00 PM, April 23, 2010 if by mail,

1:30 PM, April 26, 2010 for hand delivery

## (3) Submission location and contact number

Second Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4875

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)